

○ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年 3 月10日老計発第 8 号）（抄）

新	旧
第 1 （略） 第 2 会計処理について 1 ～ 5 （略） 6 減価償却について 指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるものとする。 (1)～(3) （略） (4) 耐用年数 耐用年数は、原則として減価償却資産耐用年数省令によるものとする。 なお、減価償却資産耐用年数省令においては、指定介護老人福祉施設など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当たっては、介護老人保健施設に準じて取り扱うものとする。 (5)～(7) （略） 7 ～ 9 （略）	第 1 （略） 第 2 会計処理について 1 ～ 5 （略） 6 減価償却について 指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるものとする。 (1)～(3) （略） (4) 耐用年数 耐用年数は、原則として減価償却資産耐用年数省令によるものとする。 なお、減価償却資産耐用年数省令においては、指定介護老人福祉施設など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当たっては、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に準じて取り扱うものとする。 (5)～(7) （略） 7 ～ 9 （略）